

別表 1－1（創業相談窓口設置）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）

創業支援等事業の目標
昨年度、相談窓口には年間20件程度の相談件数があったことから、年間30件程度の相談件数を目標とする。 個別相談の支援を受けて創業を行う者は、昨年度が年間相談件数の5割程度であった。本計画に基づき、鳥取商工会議所、商工会等の創業支援等事業者との連携を図ることにより、引き続き年間相談件数の6割程度の創業実現を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ＜相談窓口設置＞ 市及び各町に創業支援の相談窓口を設け、創業希望者に対する総合窓口として、適切な支援機関（鳥取商工会議所、商工会等）に繋いだり、支援等事業に関する広報を行い、様々な創業時の課題を解決する。 相談対応においては、国、県、市等の創業支援施策や市及び各町で創業支援を行っている創業支援機関の紹介を行うとともに、支援情報をホームページ等でも広報を行う。また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なコーディネートを行うことができる担当者を鳥取商工会議所、商工会に配置し、連携して支援を行う。 創業後のフォローアップについては、鳥取商工会議所、商工会を中心に金融相談や経営指導等を行い、各事業者の状況に応じた支援を実施する。 ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ ① ターゲット市場の見つけ方 鳥取商工会議所や商工会が市場ニーズを把握し、情報提供を行う。 ② ビジネスモデルの構築の仕方 鳥取商工会議所や商工会が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、創業塾や創業セミナーを開催し、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。 ③ 売れる商品・サービスの作り方 鳥取商工会議所や商工会が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づくアドバイスや専門家の紹介を行う。また、事業者連携のためのマッチング支援を行う。 製品開発等に伴う新技術や研究開発が必要な場合は、鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取県産業技術センター等の学術研究機関と連携し、必要な支援を行う。 ④ 適正な価格の設定と効果的な販売方法について 鳥取商工会議所や商工会が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行ったり、販路開拓のためのマッチング支援を行う。 ⑤ 資金調達 鳥取商工会議所や商工会が、資金調達へのアドバイスや融資の紹介、金融機関（鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、商工中金、日本政策金融公庫）、鳥取県信用保証協会との連絡調整、制度融資の手続き、補助金申請の作成支援を行う。金融機関は、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。市及び各町は、制度融資や補助金の交付を行う。 ⑥ 事業計画書の作成 鳥取商工会議所や商工会、中小企業団体中央会が、事業計画書の作成について指導、アドバイスを行う。 ⑦ 許認可、手続き 鳥取商工会議所や商工会が、創業手続き、許認可についてのアドバイスを行う。また、税務、労務管理等のより詳細な知識を必要とする場合には、専門家を紹介する。 中小企業団体中央会が、起業家が集まって業を起す際の、企業組合の設立の手続き、許認可についてアドバイスを行う。 ⑧ コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性 鳥取商工会議所や商工会が、創業後の経営状況を確認するなかで、規模拡大や事業展開等の可能性を見出してアドバイスを行う。 ＜創業支援機関との連携＞ 創業支援等事業者が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、市及び各町が情報集約・一元化を図る。集約した情報をもとに創業実現に向け関係機関が連携して支援を行う。 ＜各事業の共通事項について＞ 地域資源を活用する創業、地域の雇用に結びつく創業を支援する事業を実施する。 特定創業支援等事業による支援に係る証明書は、創業者からの申請に基づき、創業支援等事業者から提出された名簿と照合し、特定創業支援等事業を受けた者であることを確認のうえ交付する。 創業等の実施状況については、連携する創業支援等事業者が実施する創業準備状況の把握等を通じて、随時把握する。 特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールを含めた聞取りにより確認する。 事業計画全体に関して、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者は支

援を行わないものとする。また、業種だけでは判断が難しい事業については、必要に応じ、新たに開始しようとする事業の内容に係る確認書等の提出を求め、当該事業の内容に問題があると認められる場合は、支援を行わないよう適切な対応を行うこととする。

(2) 創業支援等事業の実施方法

① 窓口設置場所

鳥取市 企業立地・支援課 3名

岩美町 商工観光課 1名

若桜町 経済産業課 1名

智頭町 企画課 1名

八頭町 産業観光課商工観光室 1名

② 市及び各町は、上記設置課の職員が該当課で平日8時30分から17時15分まで相談対応を行う。

③ ホームページや広報誌等においても相談窓口設置を広く周知していく。

④ 事業計画全体として、創業後のフォローアップについては、鳥取商工会議所、商工会を中心に金融相談や経営指導等を行い、各事業者の状況に応じた支援を実施する。

計画期間

平成26年4月1日～令和9年3月31日

別表 1－2（創業支援助成事業）【拡充】

市町村が実施する創業支援等事業（鳥取市）

創業支援等事業の目標	
＜補助金＞	令和6年度は補助金の交付実績が13件であったが、交付枠を増やすことにより令和6年度実績の約2倍となる年間25件の補助金を交付し、全件の創業の実現を目指す。
＜投融資＞	平成30年から運用を始め、令和6年度末現在、投資2件、融資6件の実績。令和6年度以降制度延長し、運用開始から年平均約1件の実績であることから、年間1件ずつの投融資を目指す。
（目標数） ・創業支援対象者数：26人／年（内訳 補助金：25人、投融資：1人） ・創業者数：26人／年（内訳 補助金：25人、投融資：1人） ※補助利用者、投融資利用者の100%が創業。	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 ① まちなか・コミュニティビジネス支援補助金 ア 補助対象者 市内の個人、団体 イ 補助対象事業 まちなかにおける生活の維持、コミュニティの活性化に資するコミュニティビジネスの創業 ウ 補助対象経費 施設の改修・整備、機器・設備・器具・備品購入費、調査・宣伝等に要する経費 エ 補助金の額 1／2（上限 4,500千円） ※注：内容は令和7年9月12日時点の内容であり、変更の可能性あり ② 大型空き店舗入居促進補助金 ア 補助対象者 中心市街地の商店街区域で、商店街等との事前協議の上「大型空き店舗」に入居し、新たに事業を予定している事業者、商店街、まちづくり会社（小売業、飲食業、サービス業） イ 補助対象事業 テナントとして行う業種が小売業、飲食業、サービス業等であり、継続性が見込まれ、次の各号のいずれにも該当する大型空き店舗に入居し行う事業 ・賃貸物件であり、過去に事業の要に供されていたもの ・空いている部分の延べ床面積が115.5㎡以上であるもの ・1階部分が空いているもの ・中心市街地にあるもの ウ 補助対象経費 テナントとして営業を行う事業の実施に要する経費のうち、当該年度において支出した店舗賃貸料（共益費及び駐車場代を除く。）、店舗改修費及び広告宣伝費 エ 補助金の額 3／4（上限 300万円） ※注：内容は令和7年9月12日時点の内容であり、変更の可能性あり ③ 伴走型スタートアップ支援補助金 ア 補助対象者 1）または2）の対象者で下記の要件を満たす者。 1）市内に事業所等を設置し創業から12月を経過していない法人若しくは個人事業主 2）補助事業実施計画書の提出を行う日の属する年度内に市内に事業所等を有して法人設立若しくは個人事業主の開業届の提出により創業を行おうとする個人若しくは団体 ・支援機関（商工会議所、商工会、鳥取県中小企業団体中央会等）の支援を受けており、今後も継続的な伴走支援を受ける見込みを有する者であること。 ・日本標準産業分類に定める業種に該当する事業を営む者であること。（一部の業種を除く） また、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者 ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営もうとする事業者 ・他の者が行っていた事業を継承して行う事業者 ・既に事業を営んでいる個人又は法人が、新たに法人を設立して事業を開始する事業者 ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業者 ・特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売取引に該当する事業を行う事業者 ・鳥取市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団 ・鳥取市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）を滞納している事業者	

イ 補助対象事業 市内において新たに創業する者等による事業

ウ 補助対象経費

施設整備費、機械装置費、備品費、事務所等賃借料、広告宣伝費、法人設立関係費等の
起業にかかる初期経費

エ 補助金の額

予算の範囲内で補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（上限10万円）

※注：内容は令和7年9月12日時点の内容であり、変更の可能性あり

④ まちづくり投融資

ア 投融資対象者 （投資）法人 （融資）法人・個人事業者

イ 投融資対象事業 遊休不動産でリノベーションの手法を用いて起業・創業するもののうち、まちの
魅力向上に資する事業

ウ 投融資対象経費

（投資） マネジメント型まちづくりファンド

市と市内金融機関の出資により、総額80,000千円のファンドを創設し、独創性・先駆性
・ニッチ性が高く、まちの魅力向上に資する事業を進める法人に出資

（融資） 鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～

表面金利を0.5%まで引き下げるため、融資商品に利子補給

※注：内容は令和7年9月12日時点の内容であり、変更の可能性あり

＜創業支援機関との連携＞

補助金・投融資の申請にあたっては、鳥取商工会議所、商工会を中心に事業計画書の作成等の指導・アドバイスを実施する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

市は、ホームページ等において周知を行い、窓口に来られた方には、説明や支援機関を紹介する。

各町は市と連携して、お互いのホームページや広報誌等で本事業を周知する。

創業後のフォローアップについては、上記機関を中心に金融相談や経営指導等を行い、各事業者の状況に応じた支援を実施する。

計画期間

平成26年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日

別表 1－4（創業融資制度）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）

創業支援等事業の目標
令和 6 年度の実績として、新規創業者に対し、6 4 件の融資支援を実施し、その創業に繋げてきた。市及び各町創業相談窓口や金融機関での制度融資の紹介や広報の充実を図り、また、商工会議所、商工会との連携を図ることにより、年間 9 3 件（※直近 3 カ年の年間最大実績に対し、月 1 件の増を加味し算出）の創業支援及びその創業を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 新たな事業を開始し、会社を設立する個人や事業者に対し、創業に係る事業の実施のため必要となる資金を融資し、地域経済の活性化や雇用の創出を図る。 ＜新規参入資金＞ ・融資限度額 1 億円 ・融資期間 1 0 年以内（据置 2 年以内を含む） ・融資利率 年 1 . 7 6 % ※注：内容は令和 7 年 9 月 1 2 日時点の内容であり、変更の可能性あり
(2) 創業支援等事業の実施方法 ＜創業支援機関との連携＞ 市は、制度融資に係る申込書の受付及び指導等に関する事務を、商工会議所・商工会に委託し、融資利用の円滑化を図る。 商工会議所・商工会は、申込書の受理に関し、記載内容の調査（面談調査、経営分析等）を実施し、申込作成等の指導を行う。 市は、実行した融資に対し、別に定める割合を乗じた額を金融機関に対し預託し、資金措置を行う。（各町については鳥取県が預託を行う） 創業後のフォローアップについては、商工会議所や商工会を中心に金融相談や経営指導を行い、各事業者の状況に応じた支援を実施する。 市及び各町が連携して、お互いのホームページや広報誌等で本事業を周知する。
計画期間
平成 2 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日 変更箇所については令和 7 年 1 2 月 2 5 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

別表 1－5（起業家創出支援制度）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（八頭町）

創業支援等事業の目標
セミナーやコミュニティ複合施設「隼Lab.」等の利活用により起業機運醸成を図ると共に、平成24年から制定した補助金で創業支援を実施しており、直近の3年（令和4年度から令和6年度）で合計15件補助金を交付しその全件の創業に繋げてきた。令和3年度から補助金の形態を見直し、取り組みを強化することで令和7年度以降も年間5件の補助金交付及びその全件の創業を目標に創業支援を図る。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ① 起業機運醸成セミナー 隼Lab.を中心に、起業機運醸成や経営者成長等に繋がるセミナーを年数回開催 ② 「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金（起業創業型） 町内での起業創業時の負担軽減を図る補助制度 （補助率：1／2、上限：500千円） ※注：内容は令和7年9月12日時点の内容であり、変更の可能性あり ③ 隼Lab.入居・利活用支援 オフィス：38,500円～ フリー席：11,000円～、1,100円／日 等 ※注：内容は令和7年9月12日時点の内容であり、変更の可能性あり (2) 創業支援等事業の実施方法 町は、ホームページを中心に、補助金の周知を行い、窓口に来られた方には、補助金の説明や支援機関の紹介を行う。 また、補助金の周知と申請にあたっては、商工会等を中心に情報提供と申請書の作成等について指導・アドバイスを実施する。併せて創業にあたっては、コミュニティ複合施設「隼Lab.」や空き施設等の利活用を促す。 創業後のフォローアップについては、支援機関を中心に金融相談や経営指導等を行い、各事業者の状況に応じた支援を実施する。 市及び各町が連携して、お互いのホームページや広報誌等で本事業を周知する。
計画期間
平成26年10月31日～令和9年3月31日 変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日

別表１－７（創業支援補助金）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（岩美町）

創業支援等事業の目標
平成２１年度から補助金を制定し創業支援を実施してきており、平成２１年度から平成２９年度で合計５件補助金を交付し、その全件の創業に繋げてきた。平成３０年度から要件を一部変更し取組みを強化することにより、年間２件の補助金交付及びその全件の創業を目標に創業支援を図る。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 岩美町ががんばる商工業者総合支援補助金 創・開業支援事業 ① 対象者 岩美町商工会の経営計画に係る指導を受けて、町内で新たに創・開業しようとする商工業者 ※フランチャイズ、営業の譲渡、委託等に伴う事業を除く。 ② 対象経費 ア 店舗、事務所の整備に要する経費 イ 設備の整備に要する経費 ウ 補助事業実施年度の賃借料（テナント料、機器のリース料）等 ③ 補助率 補助対象経費の２／３・上限５０万円 (2) 創業支援機関との連携 補助金の申請にあたっては、岩美町商工会が経営計画に係る指導・アドバイスを実施する。 補助金の審査にあたっては、創業支援機関等の有識者による審査会を開催する。 (3) 創業支援等事業の実施方法 岩美町は、創業の相談があった際に、補助金の説明や商工会などの支援機関の紹介を行う。 創業後のフォローアップについては、上記機関を中心に金融相談や経営指導等を行い、各事業者の状況に応じた支援を実施する。
計画期間
平成３０年７月９日～令和９年３月３１日 変更箇所については令和７年１２月２５日～令和９年３月３１日

別表 1 - 8（新規創業・開業支援事業補助金制度）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（智頭町）

創業支援等事業の目標	
平成 27 年度に補助制度を確立し、以降毎年 3 ～ 5 件の補助金を交付し、創業の支援を実施した。今後は新規創業を予定している者にとってより使いやすい補助制度に向けた要綱の適宜見直しと、広報の強化を図り、令和 5 年度以降についても、年間 3 件程度の補助金交付及びその全件の創業実現を目標とする。	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 ① 事業の概要 町内で新たに創業をする者等に対して、予算の範囲内において創業等に必要な経費の一部を補助金として交付し、創業・開業時の経費軽減を図るとともに町内産業の振興及び地域経済の活性化につなげる。 ② 補助対象者 補助金の交付の対象となる者は、以下の要件を満たすものとする。 (町から同一事業に対する本補助金以外の助成を受ける者は除く。) ・新たに創業を予定している者、または開業後半年以内の者（開業届の写しが必要） ・新分野へ進出し、新規開業を予定している小規模事業者 ・町税等を滞納していないこと ③ 補助対象事業 本補助金の交付の対象となる事業は、小売業、飲食業、卸売業及びサービス業とする。ただし、以下のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除く。 ・営業時間が 17 時以降のみの場合 ・宗教活動又は政治活動を目的とした事業 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける事業 ④ 補助対象経費 人件費、広告宣伝費、賃借料、委託費、店舗改修費等の事業実施に要する経費。 (ただし、原則として町内の業者等を利用する場合に限る。) ⑤ 補助金の額 予算の範囲内で補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて算定し、上限 50 万円の範囲内で交付。 (2) 創業支援等事業の実施方法 町は、ホームページを中心に、補助金の周知を行い、窓口に来られた方には、補助金の説明や支援機関の紹介を行う。 また、補助金の周知と申請にあたっては、商工会等を中心に情報提供と申請書の作成等について指導・アドバイスを実施する。 創業後のフォローアップについては、支援機関を中心に金融相談や経営指導等を行い、各事業者の状況に応じた支援を実施する。 市及び各町が連携して、お互いのホームページや広報誌等で本事業を周知する。	
計画期間	
平成 30 年 7 月 9 日～令和 9 年 3 月 31 日 変更箇所については令和 7 年 12 月 25 日～令和 9 年 3 月 31 日	

別表２－１（創業塾）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	鳥取商工会議所
(2) 住所	鳥取市本町３丁目２０１番地
(3) 代表者の氏名	会頭 児嶋 祥悟
(4) 連絡先	経営支援部（担当：尾崎） TEL：０８５７－３２－８００５ FAX：０８５７－２２－６９３９
創業支援等事業の目標	
創業に関する基礎知識を学ぶ「創業塾」を年間１回開催する。受講者数は２０名とし、１年以内の新規開業を目指す。 講座では支援機関とも連携し創業支援を行い、受講後も商工会議所の経営支援専門員や専門家が中心となりフォローアップを行い、創業前から創業後までの一連の伴走支援を行う。 受講者の創業率２割（４名）の創業実現を目標とする。 ※【受講者２０名の根拠】 ワークショップ形式のため２０名前後が講師の目が届く範囲内であり、密度の高い講義を展開できる。最終日の発表時間確保なども加味すると２０名が妥当であると判断した。 ※【創業率２割の根拠】本講座は創業の前段階や情報収集を兼ねた受講生が多く参加する。例年の創業件数も概ね２割程度であるため、今年度も２割と設定した。	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 創業希望者を対象とした「創業塾」を年１回開催する。カリキュラムは５日間３０時間程度とする。 創業の基礎知識からマーケティング戦略、財務税務、ビジネスプランの策定など創業や創業後に必要な知識を短期間で習得する内容とする。開催期間は８月～１０月の年１回、以下のテーマで専門家の講義を実施する。 講義のうち４つの知識が身に付く☆の付いている講義を受講し、かつ全体の８割以上出席した受講生を「特定創業支援等事業」を受けたものとする。 ＜創業塾＞ ・創業の基礎事項、手続き等 【専門家】 ・事業経営、事業戦略 【専門家】＜経 営＞（☆） ・マーケティング 【専門家】＜販路開拓＞（☆） ・税務、資金計画 【専門家】＜財 務＞（☆） ・人材雇用、育成、人材活用 【専門家】＜人材育成＞（☆） ・事業計画策定、発表 【専門家】 ※【 】は予定される講師 (2) 創業支援等事業の実施方法 鳥取商工会議所で実施し会場準備、教材準備等の事務作業は鳥取商工会議所が行う。カリキュラムの策定については、専門家と商工会議所が連携・協議し準備する。 広報については、市および鳥取県立図書館や各商工会など関係機関に協力依頼し、広く周知を行う。（市報、ホームページ、ケーブルテレビ等で周知を行う。） 卒業生については、商工会議所の経営支援専門員による継続支援を行うほか、商工会や関係機関と連携しフォローアップを行う。また、県及び各市町の補助金や制度融資等を積極的に紹介し活用を促す。 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日程を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後に直ちに市に提出する。 名簿の管理については個人情報保護法を遵守する。 目標に対する実施状況調査は、メールや電話を含めた聞き取りにて創業準備状況や創業意思を確認し創業を促すとともに、創業後は年１回程度経営状況等を確認し、状況に応じたフォローアップを行う。	
計画期間	
平成２６年４月１日～令和９年３月３１日 変更箇所については令和７年１２月２５日～令和９年３月３１日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第１６回認定日以降の申請が対象となる。	

別表２－２（創業相談窓口設置）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	鳥取商工会議所
(2) 住所	鳥取市本町３丁目２０１番地
(3) 代表者の氏名	会頭 児嶋 祥悟
(4) 連絡先	経営支援部（担当：尾崎） TEL：０８５７－３２－８００５ FAX：０８５７－２２－６９３９
創業支援等事業の目標	
鳥取商工会議所では、経営支援専門員が専門的見地から創業に至るまでの様々な支援を通じて、令和６度は年間延べ６９件の相談のうち約３５件の創業実績がある。 今年度も創業に関する窓口相談を受けるとともに、ハンズオン支援のほか創業に向けたフォローアップ実施することで創業者の実現を図る。 年間６０件の相談件数と３５件の創業実現を目標とする。	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 鳥取商工会議所では、経営支援専門員が創業を考えるサラリーマンやＯＬ、学生、主婦、ＵＩＪターン者などに対して、初期の窓口相談の段階で、事業化のステージを見極め、創業動機から市場調査、活かすべき優位性（強み）などを判断して事業計画書の作成のアドバイスを行う。 そのほか、資金調達や会社設立、税務、労務、販売促進に関する相談に対し、国・県・市・金融機関などへの各種届出や申請手続きと、補助金・助成金への作成支援まで創業に関わる一連の相談に対して幅広く支援を行う。 (2) 創業支援等事業の実施方法 鳥取商工会議所が実施する「創業塾」やセミナーなどの受講案内のほか、補助金、制度融資等を積極的に紹介し活用を促す。 市や鳥取県東部七商工会（鳥取県東部商工会産業支援センター）と連携して情報共有し、効果的な創業支援に取り組む。 市のホームページ等で施策のＰＲを行い、支援施策や制度融資を積極的に紹介する。 目標に対する実施状況調査は、メールや電話を含めた聞き取りにて創業準備状況や創業意思を確認し創業を促すとともに、創業後は年１回程度経営状況等を確認し、状況に応じたフォローアップを行う。	
計画期間	
平成２６年４月１日～令和９年３月３１日 変更箇所については令和７年１２月２５日～令和９年３月３１日	

別表２－３（専門家による創業フォローアップ相談会）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要																										
(1) 氏名又は名称	① 鳥取市東商工会 ② 鳥取市西商工会 ③ 鳥取市南商工会 ④ 岩美町商工会 ⑤ 八頭町商工会 ⑥ 若桜町商工会 ⑦ 智頭町商工会 （代表：鳥取県商工会連合会 東部商工会産業支援センター）																									
(2) 住所	① 鳥取県鳥取市国府町宮下１０７３ ② 鳥取県鳥取市気高町勝見６７０－２２ ③ 鳥取県鳥取市河原町長瀬４５－１ ④ 鳥取県岩美郡岩美町浦富１０３１－２３ ⑤ 鳥取県八頭郡八頭町船岡３８５－８ ⑥ 鳥取県八頭郡若桜町若桜３２０ ⑦ 鳥取県八頭郡智頭町智頭２０８１－４ （鳥取県商工会連合会 東部商工会産業支援センター：鳥取県鳥取市湖山町東４丁目１００）																									
(3) 代表者の氏名	① 会長 池谷 勇治 ② 会長 長尾 裕昭 ③ 会長 山下 教幸 ④ 会長 高井 清貴 ⑤ 会長 北村 大司 ⑥ 会長 山根 勝 ⑦ 会長 中村 正直 （鳥取県商工会連合会 会長 馬野 慎一郎）																									
(4) 連絡先	<table border="0"> <tr> <td>① TEL：０８５７－２３－７４３３</td><td>FAX：０８５７－２３－３００８</td><td>担当：垣田 裕子</td></tr> <tr> <td>② TEL：０８５７－８２－０８０９</td><td>FAX：０８５７－８２－０８８４</td><td>担当：中井 哲也</td></tr> <tr> <td>③ TEL：０８５８－８５－１１６０</td><td>FAX：０８５８－８５－１１５９</td><td>担当：田中 秀男</td></tr> <tr> <td>④ TEL：０８５７－７２－０５８８</td><td>FAX：０８５７－７２－０５３９</td><td>担当：森 洋</td></tr> <tr> <td>⑤ TEL：０８５８－７２－２１１３</td><td>FAX：０８５８－７３－００５４</td><td>担当：奥田 哲</td></tr> <tr> <td>⑥ TEL：０８５８－８２－１８１１</td><td>FAX：０８５８－８２－０２７１</td><td>担当：石渡 大輔</td></tr> <tr> <td>⑦ TEL：０８５８－７５－００３９</td><td>FAX：０８５８－７５－００６４</td><td>担当：原田 憲一</td></tr> <tr> <td colspan="2">(TEL：０８５７－３０－３００９ FAX：０８５７－３９－９８８８)</td><td>担当：加藤 勝歳</td></tr> </table>		① TEL：０８５７－２３－７４３３	FAX：０８５７－２３－３００８	担当：垣田 裕子	② TEL：０８５７－８２－０８０９	FAX：０８５７－８２－０８８４	担当：中井 哲也	③ TEL：０８５８－８５－１１６０	FAX：０８５８－８５－１１５９	担当：田中 秀男	④ TEL：０８５７－７２－０５８８	FAX：０８５７－７２－０５３９	担当：森 洋	⑤ TEL：０８５８－７２－２１１３	FAX：０８５８－７３－００５４	担当：奥田 哲	⑥ TEL：０８５８－８２－１８１１	FAX：０８５８－８２－０２７１	担当：石渡 大輔	⑦ TEL：０８５８－７５－００３９	FAX：０８５８－７５－００６４	担当：原田 憲一	(TEL：０８５７－３０－３００９ FAX：０８５７－３９－９８８８)		担当：加藤 勝歳
① TEL：０８５７－２３－７４３３	FAX：０８５７－２３－３００８	担当：垣田 裕子																								
② TEL：０８５７－８２－０８０９	FAX：０８５７－８２－０８８４	担当：中井 哲也																								
③ TEL：０８５８－８５－１１６０	FAX：０８５８－８５－１１５９	担当：田中 秀男																								
④ TEL：０８５７－７２－０５８８	FAX：０８５７－７２－０５３９	担当：森 洋																								
⑤ TEL：０８５８－７２－２１１３	FAX：０８５８－７３－００５４	担当：奥田 哲																								
⑥ TEL：０８５８－８２－１８１１	FAX：０８５８－８２－０２７１	担当：石渡 大輔																								
⑦ TEL：０８５８－７５－００３９	FAX：０８５８－７５－００６４	担当：原田 憲一																								
(TEL：０８５７－３０－３００９ FAX：０８５７－３９－９８８８)		担当：加藤 勝歳																								
創業支援等事業の目標																										
専門家による創業フォローアップ相談会では、各市町が実施する施策や鳥取商工会議所が開催する「創業塾」との連動性を持たせ、年５名程度（令和６年度相談会参加実績１名、その他専門家支援実績５名を踏まえ設定）を想定し創業支援のなかでもより高度で専門的な相談内容に対して、専門家の指導のもと相談対応していく。ちなみに創業２～５年後の生存率は約４０％（中小企業白書資料）の実態がある中、創業間もない対象者に対しても事業計画の見直しや事業リメイクなど、安定的継続を図ることにより持続可能な経営体質の強化に繋げていく。																										
創業支援等事業の内容及び実施方法																										
(1) 創業支援等事業の内容 「専門家による創業フォローアップ相談会」として、創業希望者および創業間もない者で、新事業展開の可能性を確認したい、あるいは事業計画のブラッシュアップや事業リメイクを図りたい事業者に対し、年５名程度を想定して相談会を実施する。相談会終了後も商工会の経営支援専門員が一緒になってフォローすることとし、併せて各市町の創業施策や鳥取商工会議所主催の「創業塾」とも連携しながら効果的に推進していく。なお、実施期間は通年とし専門家の知見を必要とする高度で専門的な相談内容への対応としたい。 ＜特定創業支援等事業について＞ 相談会において、財務・経営・人材育成・販路開拓の４分野について最低各１回（延べ４回以上）の相談を受け、かつフォローアップも合わせ１カ月以上の期間にわたり支援を受けた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。																										
(2) 創業支援等事業の実施方法 商工会の経営支援専門員が対応している創業案件あるいは会議所「創業塾」の参加者へのフォローアップを対象とし、専門家の知見が必要なより高度で専門的な相談内容に対して、その分野の専門家を選定しながら相談対応していく。 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後に直ちに市に提出する。 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。 ＜相談対応の一例＞ ・ウィズコロナ、アフターコロナに向けた次世代分野への創業進出 ・DX・AI技術分野への創業に向けた助言・指導 ・より精度を高めるための創業計画ブラッシュアップ ・海外展開等、特殊な市場へのマーケティング戦略 ・知的財産や知的資産経営を中心とした特殊な事業展開 など																										
計画期間																										

平成26年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表２－４（商工会職員による創業相談窓口設置）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要																										
(1) 氏名又は名称	① 鳥取市東商工会 ② 鳥取市西商工会 ③ 鳥取市南商工会 ④ 岩美町商工会 ⑤ 八頭町商工会 ⑥ 若桜町商工会 ⑦ 智頭町商工会 （代表：鳥取県商工会連合会 東部商工会産業支援センター）																									
(2) 住所	① 鳥取県鳥取市国府町宮下１０７３ ② 鳥取県鳥取市気高町勝見６７０－２２ ③ 鳥取県鳥取市河原町長瀬４５－１ ④ 鳥取県岩美郡岩美町浦富１０３１－２３ ⑤ 鳥取県八頭郡八頭町船岡３８５－８ ⑥ 鳥取県八頭郡若桜町若桜３２０ ⑦ 鳥取県八頭郡智頭町智頭２０８１－４ （鳥取県商工会連合会 東部商工会産業支援センター：鳥取県鳥取市湖山町東４丁目１００）																									
(3) 代表者の氏名	① 会長 池谷 勇治 ② 会長 長尾 裕昭 ③ 会長 山下 教幸 ④ 会長 高井 清貴 ⑤ 会長 北村 大司 ⑥ 会長 山根 勝 ⑦ 会長 中村 正直 （鳥取県商工会連合会 会長 馬野 慎一郎）																									
(4) 連絡先	<table border="0"> <tr> <td>① TEL：０８５７－２３－７４３３</td><td>FAX：０８５７－２３－３００８</td><td>担当：垣田 裕子</td></tr> <tr> <td>② TEL：０８５７－８２－０８０９</td><td>FAX：０８５７－８２－０８８４</td><td>担当：中井 哲也</td></tr> <tr> <td>③ TEL：０８５８－８５－１１６０</td><td>FAX：０８５８－８５－１１５９</td><td>担当：田中 秀男</td></tr> <tr> <td>④ TEL：０８５７－７２－０５８８</td><td>FAX：０８５７－７２－０５３９</td><td>担当：森 洋</td></tr> <tr> <td>⑤ TEL：０８５８－７２－２１１３</td><td>FAX：０８５８－７３－００５４</td><td>担当：奥田 哲</td></tr> <tr> <td>⑥ TEL：０８５８－８２－１８１１</td><td>FAX：０８５８－８２－０２７１</td><td>担当：石渡 大輔</td></tr> <tr> <td>⑦ TEL：０８５８－７５－００３９</td><td>FAX：０８５８－７５－００６４</td><td>担当：原田 憲一</td></tr> <tr> <td>(TEL：０８５７－３０－３００９</td><td>FAX：０８５７－３９－９８８８</td><td>担当：加藤 勝歳)</td></tr> </table>		① TEL：０８５７－２３－７４３３	FAX：０８５７－２３－３００８	担当：垣田 裕子	② TEL：０８５７－８２－０８０９	FAX：０８５７－８２－０８８４	担当：中井 哲也	③ TEL：０８５８－８５－１１６０	FAX：０８５８－８５－１１５９	担当：田中 秀男	④ TEL：０８５７－７２－０５８８	FAX：０８５７－７２－０５３９	担当：森 洋	⑤ TEL：０８５８－７２－２１１３	FAX：０８５８－７３－００５４	担当：奥田 哲	⑥ TEL：０８５８－８２－１８１１	FAX：０８５８－８２－０２７１	担当：石渡 大輔	⑦ TEL：０８５８－７５－００３９	FAX：０８５８－７５－００６４	担当：原田 憲一	(TEL：０８５７－３０－３００９	FAX：０８５７－３９－９８８８	担当：加藤 勝歳)
① TEL：０８５７－２３－７４３３	FAX：０８５７－２３－３００８	担当：垣田 裕子																								
② TEL：０８５７－８２－０８０９	FAX：０８５７－８２－０８８４	担当：中井 哲也																								
③ TEL：０８５８－８５－１１６０	FAX：０８５８－８５－１１５９	担当：田中 秀男																								
④ TEL：０８５７－７２－０５８８	FAX：０８５７－７２－０５３９	担当：森 洋																								
⑤ TEL：０８５８－７２－２１１３	FAX：０８５８－７３－００５４	担当：奥田 哲																								
⑥ TEL：０８５８－８２－１８１１	FAX：０８５８－８２－０２７１	担当：石渡 大輔																								
⑦ TEL：０８５８－７５－００３９	FAX：０８５８－７５－００６４	担当：原田 憲一																								
(TEL：０８５７－３０－３００９	FAX：０８５７－３９－９８８８	担当：加藤 勝歳)																								
創業支援等事業の目標																										
鳥取市東商工会・鳥取市西商工会・鳥取市南商工会・岩美町商工会・八頭町商工会・若桜町商工会・智頭町商工会の鳥取県東部七商工会（鳥取県商工会連合会 東部商工会産業支援センター）では、通年、相談窓口対応を実施しており、その中で毎年６０件程度の創業支援実績と３０件程度の創業実績がある。 今後も創業窓口を設置するとともに、創業者に寄り添った伴走型支援を実施することにより創業に向けた事業展開を総合的に支援していく。 年間の創業支援目標件数を６０件、創業目標件数を３０件とする。																										
創業支援等事業の内容及び実施方法																										
(1) 創業支援等事業の内容 鳥取市東商工会・鳥取市西商工会・鳥取市南商工会・岩美町商工会・八頭町商工会・若桜町商工会・智頭町商工会の鳥取県東部七商工会（鳥取県商工会連合会 東部商工会産業支援センター）に創業相談窓口を設け、創業準備の進め方や業種・業態選びなどに関するあらゆる相談を随時受け、創業に際しての各種届出や国・県・市・町の公的融資・助成金の申請手続きや、記帳や税務でお悩みの創業者を対象とした記帳継続指導等の個別指導・アドバイスを行う。 (2) 創業支援等事業の実施方法 鳥取県商工会連合会東部商工会産業支援センター管内の各所に創業窓口を設置、商工会の経営支援専門員による創業に関する総合的な支援対応と併せて、各市町の創業施策等の情報を提供することで効果的な支援に繋げる。																										
計画期間																										
平成２６年４月１日～令和９年３月３１日 変更箇所については令和７年１２月２５日～令和９年３月３１日																										

別表２－５「創業サポートデスクの開設」【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	株式会社日本政策金融公庫
(2) 住所	東京都千代田区大手町１－９－４ 大手町フィナンシャルシティノースタワー
(3) 代表者の氏名	代表取締役総裁 田中 一穂
(4) 連絡先	株式会社日本政策金融公庫 鳥取支店 国民生活事業 担当：融資課 （担当：雀部） 鳥取県鳥取市末広温泉町７２３ 鳥取県ＪＡ会館６階 ＴＥＬ：０８５７－２２－３１５６
創業支援等事業の目標	
県内全域を対象としたサポートデスクの開設により融資相談等を実施し、鳥取県内において延べ８０人程度（令和６年度実績７８人と同程度）の相談を実施し、確実な創業を目指す。市及び各町においては、３３人程度実施することを目指す（県内人口比率約４０．５％）。 なお、県内の支援対象者（延べ８０人）のうち、１年以内に７０人以上（令和６年度実績と同程度）、市及び各町においては、年間２９件の創業を目指す（県内人口比率約４０．５％）。 ※来店相談者数は県単位で把握している。	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 【創業サポートデスクによる各種融資相談】 創業者専用のサポートデスクを開設し、各種融資相談等を実施する。 (2) 創業支援等事業の実施方法 創業者専用のサポートデスクを公庫店舗に開設する。 サポートデスクの開設は平日の９時～１７時とする。 専門スタッフを配置し、創業に関する様々な相談ニーズに対応する。 長年の創業支援で蓄積した経験と情報に基づく精度の高いアドバイスを実施する。 「創業計画書」などの基本フォーマットを無料で配布する。 「創業の手引」、「創業事例集」など独自の情報誌を無料で配布する。 他の創業支援機関と連携を図り、専門性の高い支援にも対応する。 相談料は無料とする。 市等は、窓口において資金繰りの相談等、融資に関心の高い相談者を中心に当該事業を紹介する。	
計画期間	
平成３０年７月９日～令和９年３月３１日 変更箇所については令和７年１２月２５日～令和９年３月３１日	

別表２－９ （起業化促進ファンド助成金：Ⅰ期）【拡充】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	公益財団法人 鳥取県産業振興機構
(2) 住所	鳥取市若葉台南 7 丁目 5 番 1 号
(3) 代表者の氏名	代表理事理事長 岡村 整諒
(4) 連絡先	担当者 経営支援部（担当：長井） TEL：0857-52-6702 FAX：0857-52-6673
創業支援等事業の目標	
先端技術分野等の事業化を目指す県内企業等に支援を行うことで、県内の革新的な起業化の促進を図るとともに、新事業に挑戦する起業家の発掘・育成を目指す。 平成30年度から令和9年度までに、計20件の助成金採択・事業化が目標。 （年間のファンドの運用益を想定し、年2件の目標とする。） （目標数） ・創業支援対象者数：2人 ・創業者数：2人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 助成金の概要 ① 対象分野 先端技術分野等（例：バイオ（創薬）、医療機器、先進運転支援デバイス等） ② 対象となる取組内容 商品化等に向けて試作相当の段階まで到達した事業のうち、その後実施する有効性・安定性評価、試作の改良、量産試作等 ③ 助成限度額 10,000千円／社（上限） ただし次の各号のすべてを満たす取組でありかつその内容及び効果等が本事業の目的に資するものと特に認められる場合は、助成限度額に10,000千円を上限として加算することができる。 (1) 地域社会が抱える課題の解決に資する製品やサービスを提供する取組であること。 ただし、特定の地域固有の課題でないこと。 (2) 社会実装を目指すための機能改良やマーケティングを実施かつ他分野への波及効果が期待される取組であること。 (3) 県内企業を含む連携体により県内を拠点として実証を行う取組であること。 ④ 助成率 10／10 ⑤ 事業期間 交付決定後24月以内 ⑥ 助成対象者 県内で概ね1年以内に起業しようとするグループ・個人 （交付決定後1年以内に起業すること） 起業後10年以内の県内法人又は個人事業者 新分野進出後、5年以内の県内法人又は個人事業者 ⑦ 審査方法 審査委員会による審査にもとづき採択可否を決定 ※注：内容は令和7年9月12日時点の内容であり、変更の可能性あり (2) 市等は、HP等で施策のPRを行うとともに、支援施策を積極的に紹介し活用してもらう。	
計画期間	
平成30年7月9日～令和9年3月31日 変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日	

別表２－１０ （起業化促進ファンド助成金：Ⅱ期）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	公益財団法人 鳥取県産業振興機構
(2) 住所	鳥取市若葉台南７丁目５番１号
(3) 代表者の氏名	代表理事理事長 岡村 整諒
(4) 連絡先	担当者 経営支援部（担当：長井） TEL：０８５７－５２－６７０２ FAX：０８５７－５２－６６７３
創業支援等事業の目標	
県内で先端技術分野等の起業化を目指す者に支援を行うことで、県内の革新的な起業化の促進を図るとともに、新事業に挑戦する起業家の発掘・育成を目指す。 令和元年度から令和１０年度までに、計２０件の助成金採択・事業化が目標。 （年間のファンドの運用益を想定し、年２件の目標とする。） （目標数） ・創業支援対象者数：２人 ・創業者数：２人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 助成金の概要 ① 対象分野 先端技術分野等（例：バイオ（創薬）、医療機器、先進運転支援デバイス等） ② 対象となる取組内容 起業・新事業展開に向けた応用研究等で、試作相当の段階まで未了のもの ③ 助成限度額 ５，０００千円／社（上限） ④ 助成率 １０／１０ ⑤ 事業期間 交付決定後２４月以内 ⑥ 助成対象者 県内で概ね１年以内に起業しようとするグループ・個人 （交付決定後１年以内に起業すること） 起業後１０年以内の県内法人又は個人事業者 新分野進出後、５年以内の県内法人又は個人事業者 ⑦ 審査方法 審査委員会による審査にもとづき採択可否を決定 ※注：内容は令和７年９月１２日時点の内容であり、変更の可能性あり (2) 市等は、HP等で施策のPRを行うとともに、支援施策を積極的に紹介し活用してもらう。	
計画期間	
令和４年２月１４日～令和９年３月３１日 変更箇所については令和７年１２月２５日～令和９年３月３１日	

別表２－１１（創業スクール）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要																										
(1) 氏名又は名称	① 鳥取市東商工会 ② 鳥取市西商工会 ③ 鳥取市南商工会 ④ 岩美町商工会 ⑤ 八頭町商工会 ⑥ 若桜町商工会 ⑦ 智頭町商工会 （代表：鳥取県商工会連合会 東部商工会産業支援センター）																									
(2) 住所	① 鳥取県鳥取市国府町宮下１０７３ ② 鳥取県鳥取市気高町勝見６７０－２２ ③ 鳥取県鳥取市河原町長瀬４５－１ ④ 鳥取県岩美郡岩美町浦富１０３１－２３ ⑤ 鳥取県八頭郡八頭町船岡３８５－８ ⑥ 鳥取県八頭郡若桜町若桜３２０ ⑦ 鳥取県八頭郡智頭町智頭２０８１－４ （鳥取県商工会連合会 東部商工会産業支援センター：鳥取県鳥取市湖山町東４丁目１００）																									
(3) 代表者の氏名	① 会長 池谷 勇治 ② 会長 長尾 裕昭 ③ 会長 山下 教幸 ④ 会長 高井 清貴 ⑤ 会長 北村 大司 ⑥ 会長 山根 勝 ⑦ 会長 中村 正直 （鳥取県商工会連合会 会長 馬野 慎一郎）																									
(4) 連絡先	<table border="0"> <tr> <td>① TEL：０８５７－２３－７４３３</td><td>FAX：０８５７－２３－３００８</td><td>担当：垣田 裕子</td></tr> <tr> <td>② TEL：０８５７－８２－０８０９</td><td>FAX：０８５７－８２－０８８４</td><td>担当：中井 哲也</td></tr> <tr> <td>③ TEL：０８５８－８５－１１６０</td><td>FAX：０８５８－８５－１１５９</td><td>担当：田中 秀男</td></tr> <tr> <td>④ TEL：０８５７－７２－０５８８</td><td>FAX：０８５７－７２－０５３９</td><td>担当：森 洋</td></tr> <tr> <td>⑤ TEL：０８５８－７２－２１１３</td><td>FAX：０８５８－７３－００５４</td><td>担当：奥田 哲</td></tr> <tr> <td>⑥ TEL：０８５８－８２－１８１１</td><td>FAX：０８５８－８２－０２７１</td><td>担当：石渡 大輔</td></tr> <tr> <td>⑦ TEL：０８５８－７５－００３９</td><td>FAX：０８５８－７５－００６４</td><td>担当：原田 憲一</td></tr> <tr> <td>(TEL：０８５７－３０－３００９)</td><td>FAX：０８５７－３９－９８８８</td><td>担当：加藤 勝歳</td></tr> </table>		① TEL：０８５７－２３－７４３３	FAX：０８５７－２３－３００８	担当：垣田 裕子	② TEL：０８５７－８２－０８０９	FAX：０８５７－８２－０８８４	担当：中井 哲也	③ TEL：０８５８－８５－１１６０	FAX：０８５８－８５－１１５９	担当：田中 秀男	④ TEL：０８５７－７２－０５８８	FAX：０８５７－７２－０５３９	担当：森 洋	⑤ TEL：０８５８－７２－２１１３	FAX：０８５８－７３－００５４	担当：奥田 哲	⑥ TEL：０８５８－８２－１８１１	FAX：０８５８－８２－０２７１	担当：石渡 大輔	⑦ TEL：０８５８－７５－００３９	FAX：０８５８－７５－００６４	担当：原田 憲一	(TEL：０８５７－３０－３００９)	FAX：０８５７－３９－９８８８	担当：加藤 勝歳
① TEL：０８５７－２３－７４３３	FAX：０８５７－２３－３００８	担当：垣田 裕子																								
② TEL：０８５７－８２－０８０９	FAX：０８５７－８２－０８８４	担当：中井 哲也																								
③ TEL：０８５８－８５－１１６０	FAX：０８５８－８５－１１５９	担当：田中 秀男																								
④ TEL：０８５７－７２－０５８８	FAX：０８５７－７２－０５３９	担当：森 洋																								
⑤ TEL：０８５８－７２－２１１３	FAX：０８５８－７３－００５４	担当：奥田 哲																								
⑥ TEL：０８５８－８２－１８１１	FAX：０８５８－８２－０２７１	担当：石渡 大輔																								
⑦ TEL：０８５８－７５－００３９	FAX：０８５８－７５－００６４	担当：原田 憲一																								
(TEL：０８５７－３０－３００９)	FAX：０８５７－３９－９８８８	担当：加藤 勝歳																								
創業支援等事業の目標																										
創業予定者および創業間もない方を対象に創業に関する基礎知識を学ぶ「創業スクール」を年間１回開催する。受講者数は２０名（令和７年９月１２日時点の受講実績１５名を踏まえ設定）とし、１年以内の新規開業および創業後の安定した事業継続を目的とする。 講座では参加者同士の交流や他の支援機関との連携も行い、創業後の自立経営の基盤づくりを図る。併せて受講後も商工会の経営支援専門員や専門家が中心となりフォローアップを行い、創業前から創業後までの一連の伴走支援を行う。 受講者のうち未创业者の１年以内の創業率５割（過去の受講実績から、概ね翌年度までに創業していることを踏まえ１／２で設定）、既创业者の１年以上の事業継続率９割を目標とする																										
創業支援等事業の内容及び実施方法																										
(1) 創業支援等事業の内容 創業予定者および創業後３年以内の者を対象とした「創業スクール」を年１回開催する。カリキュラムは３日間１８時間程度とする。 創業の基礎知識からマーケティング戦略、財務税務、ビジネスプランの策定など創業や創業後に必要な知識を短時間で習得する内容とする。開催期間は６月～８月の年１回、以下のテーマで専門家の講義を実施する。 講義のうち４つの知識が身に付く☆の付いている講義を受講し、かつ全体の８割以上出席した受講生を「特定創業支援等事業」を受けたものとする。 ＜創業スクール＞ ・創業の基礎事項、手続き等【専門家】 ・事業経営、事業戦略【専門家】＜経 営＞（☆） ・マーケティング【専門家】＜販路開拓＞（☆） ・税務、資金計画【専門家】＜財 務＞（☆） ・人材雇用、育成、人材活用【専門家】＜人材育成＞（☆） ※【 】は予定される講師																										
(2) 創業支援等事業の実施方法 鳥取県商工会連合会で実施し会場準備、教材準備等の事務作業は商工会が行う。カリキュラムの策定については、専門家と商工会が連携・協議し準備する。 広報については、市および鳥取県立図書館や鳥取商工会議所など関係機関に協力依頼し、広く周知を行う。（市報、ホームページ、ケーブルテレビ等で周知を行う。） 卒業生については、商工会の経営支援専門員による継続支援を行うほか、商工会や関係機関と連携しフォローアップを行う。また、県及び各市町の補助金や制度融資等を積極的に紹介し活用を促す。																										

特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日程を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後に直ちに市に提出する。 名簿の管理については個人情報保護法を遵守する。 目標に対する実施状況調査は、メールや電話を含めた聞き取りにて年1回以上経営状況等を確認し、状況に応じたフォローアップを行う。
計画期間
令和6年6月26日～令和9年3月31日 変更箇所については令和7年12月25日～令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。